

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月13日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大西 好祐
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	03 - 6226 - 4400（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三浦 広義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	03 - 6226 - 4400（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三浦 広義
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 （注） 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり0円です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,218,498,250円 （注） 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年3月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

発行数	17,747,986個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成26年3月26日
払込取扱場所	該当事項はありません

（注）1．取締役会決議日

株式会社小僧寿し第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成26年3月13日（木）開催の取締役会決議によるものであります。

2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3．に定める株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。

3．株主確定日

平成26年3月25日（火）

4．割当比率

各株主の有する当社普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日とします。以下同様とします。）

平成26年3月26日（水）

6．発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とします。上記発行数は、平成26年3月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

7．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8．申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記注5．に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9．外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、また、その予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、該当事項を証する

資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(機構加入者)をいいます。以下同様。)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	17,747,986株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年3月13日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み額であります(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とします。)
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり125円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,218,498,250円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年3月13日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み額であります。本新株予約権の行使状況により、変動いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、125円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年4月28日(月)から平成26年5月23日(金)までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

	<p>4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。</p> <p>(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定められておりません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」といいます。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の方法及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年4月28日（月）から平成26年5月23日（金）までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年5月23日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領においては、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われることが想定されています（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年5月22日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定であります。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成26年3月26日(水))となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

7. 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、株主確定日である平成26年3月25日(火)から起算して4営業日前までに当社普通株式を市場で売却することで、当社の新株予約権の割当てを受けないことも可能であります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」といいます。)については、行使期間の満了時において消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,218,498,250	89,369,965	2,129,128,285

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年3月13日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。本新株予約権を割り当てられた既存株主又は市場等を通じて本新株予約権を取得した投資家の行使状況により、変動いたします。上記は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合(以下「行使比率」といいます。)が100%(本新株予約権の総数17,747,986個が全て行使された場合)と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。
2. 発行諸費用は、フィナンシャル・アドバイザー(三田証券株式会社)への業務委託報酬54,369,965円、その他諸費用(各口座管理機関への事務手数料等、弁護士報酬、登記費用等)35,000,000円からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の行使比率が100%と仮定した場合において、払込金額の総額が2,218,498,250円、発行諸費用の概算額が89,369,965円、差引手取概算額が2,129,128,285円となった場合における手取金の使途、支出予定金額及び支出予定時期は以下のとおりであります。なお、最終的な調達金額及び資金使途につきましては、改めて開示いたします。

	具体的な使途	支出予定金額	支出予定時期
A	新規出店、移転	8億06百万円	平成26年7月～平成26年12月
B	改装、業態変更、修繕等	1億21百万円	平成26年7月～平成26年12月
C	新規出店、移転	9億00百万円	平成27年1月～平成27年12月
D	改装、業態変更、修繕等	65百万円	平成27年1月～平成27年12月
A～D合計		18億92百万円	
E	商材取引に対する前払金及び保証金	1億83百万円	平成26年7月～平成27年12月
F	物流網構築等費用	54百万円	平成26年7月～平成26年12月
A～F合計		21億29百万円	

- (注) 1. 本中期経営計画においては、平成26年7月から平成27年12月までに、121店舗の新規出店又は移転、37店舗の改装、業態変更、修繕等を予定しており、上記表におけるA～Dの使途に該当いたします。また、それらを実行するためには23億55百万円の資金が必要であり、A～Dの支出予定金額の合計18億92百万円は、かかる必要資金23億55百万円から平成25年5月に実施いたしました第三者割当増資(以下「平成25年5月第三者割当増資」といいます。)によって得た手取金4億75百万円のうち現時点で未充当である4億63百万円を控除した金額です。
2. 当社は、平成25年12月からの新経営体制の下での新たな中期経営計画(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、本日付の適時開示「平成26年12月期～平成28年12月期 中期経営計画」にて公表いたしましたように、新規出店及び移転を平成26年7月～12月に21店舗、平成27年度中に100店舗、また、改装及び業態変更等を平成26年7月～12月に7店舗、平成27年度中に30店舗計画しております。

（本中期経営計画における出店等の計画）

	平成26年12月期		平成27年12月期		平成28年12月期	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
新規出店・移転	2店	21店	50店	50店	60店	60店
改装・業態変更	13店	7店	15店	15店	30店	30店
宅配機能導入	30店	6店	60店	12店	60店	12店

（注） 宅配機能の導入費用は上記資金使途に含めておりません。

AとCを、同様の使途でありながら期間ごとに分けている理由は、当社は本件（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」の「1. 本件の目的等」の「(1) 本件の目的」で定義します。以下同様です。）で十分な資金を調達できた場合には、本中期経営計画における平成27年1月～6月の新規出店・移転計画50店舗について前倒しで平成26年7月～12月に実施することを予定しているためです。Aの金額（8億06百万円）は、かかる前倒しの新規出店・移転資金（50店舗：9億00百万円）と本中期経営計画において従前から計画されている平成26年7月～12月の新規出店・移転資金（21店舗：3億69百万円）の合計金額（71店舗：12億69百万円）に対し後述する平成25年5月第三者割当増資によって得た手取金4億75百万円のうち現時点で未充当である4億63百万円を全額充当した後に不足する（すなわち、本件により調達を必要とする）金額という位置づけです。（以下、前倒しを前提とした本中期経営計画を「前倒し本中期経営計画」といいます。）。

よって、新規出店・移転店舗数の「本中期経営計画」と「前倒し本中期経営計画」における比較は以下となります。

	平成26年12月期		平成27年12月期	
	上期	下期	上期	下期
本中期経営計画	2店	21店	50店	50店
前倒し本中期経営計画	2店	21店 + 最大50店	（注） + 50店	

（注） 50店から平成26年12月期下期に前倒した数（最大50店）を控除した店舗数。平成28年12月期以降の予定の前倒しは想定しておりません。

また、「改装、業態変更、修繕等」も本中期経営計画における中心施策であり、本件で十分な資金を調達できた場合には、平成27年1月～6月の計画15店舗について前倒しで平成26年7月～12月に実施することを予定しているため、BとDに関しましても、同じ理由で、同様の使途を期間ごとに分けて記載しております。

よって、改装、業態変更、修繕等の実施店舗数の「本中期経営計画」と「前倒し本中期経営計画」における比較は以下となります。

	平成26年12月期		平成27年12月期	
	上期	下期	上期	下期
本中期経営計画	13店	7店	15店	15店
前倒し本中期経営計画	13店	7店 + 最大15店	（注） + 15店	

（注） 15店から平成26年12月期下期に前倒した数（最大15店）を控除した店舗数。平成28年12月期以降の予定の前倒しは想定しておりません。

なお、かかる前倒し計画は、新規出店・移転及び改装・業態変更等による顧客の利用機会の増加に伴う売上増加、及び売上増加幅がコスト増加幅を上回った場合に見込まれる利益獲得の早期実現を目的としており、これにより、本中期経営計画の業績目標値（詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」の「1. 本件の目的等」の「(2) 背景」をご参照ください。）達成の確度が高まると考えておりますが、本件による調達金額は行使期間終了まで未確定であることから、当該前倒し計画は本中期経営計画には記載をしておりません。従いまして、本件により前倒し計画に必要な資金を十分に調達できた場合（詳細は、下記注3をご参照ください。）には、本中期経営計画の内容変更を、適時開示にてお知らせする予定でございます。一方で、本件によって十分な資金が調達できず、かかる前倒し計画が不完全な実施となる場合（詳細は、下記注3をご参照ください。）には、かかる前倒し計画実施の場合に比べ、本中期経営計画の業績目標値達成の確度が低下する可能性はございますが、従前の計画においても、本中期経営計画の業績目標値達成は十分に実現可能であると考えております。

3. 最終的な調達金額が上記調達資金の金額(21億29百万円)未満となった場合には、(A、B、E、F)、(C、D)の順に優先的に資金を充当し、速やかにその他資金調達の手法又は計画の変更を検討してまいります。また、最終的な調達金額が(A、B、E、F)の合計金額(11億64百万円)未満となった場合には、本件により前倒し計画に必要な資金を十分に調達できなかったと捉え、それぞれの用途の必要性を勘案して(A、B、E、F)の各支出額を検討してまいります。
4. 商材取引に対する前払金及び保証金は、食材仕入の改善に係る費用であります。前期の業績不振の一因となったエビ、イクラ等の食材高騰の傾向は今後も継続すると見られ、大量一括契約による原価低減を図ってまいります。また、本中期経営計画の主要政策の一つである「品質改善」において、市場仕入の鮮魚の取扱いにより顧客満足度の向上と新規顧客の取り込みを計画しております。これら鮮魚の新規仕入先複数社に対し前払金及び保証金を預託することにより、円滑かつ確実に食材を確保することを目的とします。なお、この食材仕入の改善については今後段階的に鮮魚仕入が拡大するとみられることから、18ヶ月の期間を想定しております。
5. 物流網構築等費用は、食材配送網の改善に係る費用であります。現在は倉庫から店舗までは常温と冷凍の2温度帯で配送を行っておりますが、本中期経営計画の主要政策の一つである「品質改善」において鮮魚を取り扱うに当たり、これまでの2温度帯に加え冷蔵での配送を開始いたします(かかる配送の開始に際し、運搬費、業務委託費等の費用が発生する見込みです)。鮮魚の取扱いによりこれまで以上の価値ある商品を提供し、顧客満足度の向上と新規顧客の取り込みを実現いたします。また、市場で仕入れた商材をその場で加工する一次加工、食材加工場での二次加工を行うための拠点整備にも使用いたします。なお、この食材配送網の改善については、上記注4の食材仕入の改善での鮮魚仕入の拡大に合わせ段階的に拡大し、かつ今後継続的に発生いたします。平成26年度内に食材配送網の整備運用自体は安定すると見込んでいることから6ヶ月の期間を想定しております。

当社は、平成24年8月8日付の適時開示「中期経営計画策定に関するお知らせ～2012年度から2016年度の5ヵ年計画～」にて公表いたしました前経営体制における中期経営計画(以下「前中期経営計画」といいます。)においては、既存店舗への設備投資により収益力の高い店舗モデルを創造し、平成24年12月期末に直営店舗は398店舗、フランチャイズ店舗は255店舗、平成25年12月期末には直営店舗は450店舗、フランチャイズ店舗は285店舗に達するペースでの直営店の新規出店及び直営店舗のフランチャイズ店舗への転換を計画しておりました。その一環で平成25年5月に実施いたしました平成25年5月第三者割当増資の手取金4億75百万円は、うち12百万円を、新規出店の設備投資として現在までに充当しております(未充当の4億63百万円は、現在銀行の普通預金口座で管理しており、平成26年7月から平成27年6月にかけて支出を計画しております、計71店舗の新規出店・移転資金の一部に充当する予定です)。しかしながら、不採算店舗の閉店数増加、回転寿司業態及び宅配寿司業態の売却、営業権譲渡による直営店舗のフランチャイズ店舗への転換が当初の計画を下回ったことから、平成25年12月期末の直営店舗数は269店舗、フランチャイズ店舗は266店舗に留まりました。

他方、本中期経営計画では、前期において不採算店舗の整理が一段落つき、本中期経営計画における「品質改善」や「コスト削減」といった施策から、収益力の高い店舗モデルの創造戦略が構築できたため、新規出店・移転及び改装・業態変更の加速を施策の中心としております。また、平成25年11月に実施いたしました第三者割当増資(以下「平成25年11月第三者割当増資」といいます。)の手取金で金融機関に対する有利子負債の返済を行い(平成25年11月第三者割当増資の手取金3億30百万円は、現時点において、50百万円を金融機関に対する借入金の返済に充当しております。また、未充当の280百万円につきましても、順次同様の用途に全額充当する予定であり、現在銀行の普通預金口座で管理しております。)、今後の新規出店の加速に耐え得る財務体質の強化に努めております。

新規出店及び移転は、出店ノウハウを持つ主として関東圏の郊外及びロードサイドを中心に行う計画であり、平成26年度中に23店舗、平成27年度中に100店舗、平成28年度中に120店舗を出店し、主に小僧寿し業態の店舗網の拡大を目的としております(但し、本件により十分な資金を調達できた場合には、先述したとおり、平成27年度中に予定しております100店舗の一部を平成26年度中に前倒しする予定でございます)。なお、平成26年度計画の23店舗のうち、5店舗は、当社連結子会社である株式会社茶月東日本が運営する茶月業態(郊外及びロードサイド主体の小僧寿し業態と比較して、駅前及び商店街立地に出店しており、立地に合わせた商品グレードや単価設定の持ち帰り寿し事業です)の移転計画であり、潜在的購買層があるにもかかわらず商業地として老朽化した立地の店舗に対し、近隣への移転により既存顧客を維持しつつ新規顧客の獲得を目指します。なお、当社の過去の1店舗当たりの出店コストは、最大で25百万円、最小で15百万円、平均で20百万円になります。本中期経営計画における新規出店・移転計画では、郊外及びロードサイドを想定していることから、1店舗当たりの出店コストを上記平均値200百万円より低い180百万円と見込んでおります。

改装、業態変更は、平成26年度に20店舗を計画しており、既存の持ち帰り寿し業態のニーズが見込めない立地の店舗に対し、手巻、丼等の日常利用しやすい商品を揃えた業態や宅配専門業態での出店を行います。なお、本中期

経営計画における業態変更計画では、1店舗当たりの改装コストを3～5百万円のレンジで見込んでおります。また、昨年から進めている既存店舗への宅配機能の導入は36店舗を計画しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本件の目的等

(1) 本件の目的

当社は、本日付で公表いたしました「平成26年12月期～平成28年12月期 中期経営計画」にてお知らせしましたとおり、昨年12月の代表取締役の異動と新経営体制の発足を踏まえ、本中期経営計画を策定しております。新たな中期経営計画を策定した理由は、前中期経営計画の中心施策であった直営店舗のフランチャイズ店舗への転換が想定どおりに進まず、業績目標値も未達成となった原因を、収益力の高い店舗モデルの創造戦略の欠如を理由とした、直営店舗の収益力の低下及びフランチャイズオーナー候補への事業の魅力アピール力の低下、並びに高コスト体制であると捉え、かかる課題を踏まえ、新経営体制としての新たな中期経営計画を示すべきであると考えたためです。本中期経営計画においては、かかる創造戦略とコスト削減策を具体的に示した上で、施策の基軸として平成26年12月期から平成28年12月期にかけて計243店舗の新規出店・移転及び計110店舗の改装・業態変更を計画しており、当社以外の全株主を対象としたライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といい、本件における資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。）は、かかる計画をスピーディに実現するための資金調達を主たる目的としております。具体的な出店計画に関しましては、上記「第1 募集要項」の「2 新規発行による手取金の使途」をご参照ください。

(2) 背景

当社グループが属する外食産業を取り巻く環境は、マーケットが縮小する中での価格競争、運営コスト削減による消耗戦が続いてまいりました。このような環境のもと、当社グループは昨年度（平成25年12月期）の施策の柱として、収益基盤を持ち帰り寿し事業に特化した上での直営店舗主体の体制からフランチャイズ主体の収益構造への転換を掲げ、各種取り組みを実施いたしました。具体的には、平成25年3月に連結子会社であった株式会社札幌海鮮丸の当社保有株式の全てを売却し、平成25年4月から順次、小僧寿し業態の社員独立及び営業権売却を行い、さらに、平成25年9月に回転寿し業態（「活鮮」及び「鉢巻太助」）の事業譲渡を行いました。また、平成25年5月第三者割当増資や事業譲渡等で得た資金で新規出店及び既存店舗の改装を実施し、新たな優良店舗開発のサイクルの構築に努めてまいりました。

また、当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、持ち帰り寿し事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割を実施し、承継会社として「株式会社東京小僧寿し」を設立いたしました。かかる会社分割の目的は、直営店舗の営業機能と加盟者を含めた店舗サポート機能及び権限を明確に分離することであり、これにより直営店舗のマネジメント強化や顧客満足度向上のための業務執行が、迅速に実行可能となることを見込んでおります。

しかしながら、以上の施策を行ってもなお、直営店舗の営業権譲渡によるフランチャイズ化が当初の計画を下回ったことや、想定以上のエビ、イクラ等の商材価格の値上がり等を理由に、平成25年12月期連結業績は営業損失6億14百万円（前年同期は6億44百万円の営業損失）、当期純損失16億84百万円（前年同期は8億78百万円の当期純損失）の結果となりました。当社グループでは、当該状況を改善するためには、引き続き主軸である持ち帰り寿し事業の建て直しに努めていくことが重要であると考えており、フランチャイズオーナー候補への事業の魅力アピール力向上という観点からも、まずは直営店舗の建て直しを優先し営業キャッシュ・フローの健全化を図るべきであると判断いたしました。具体的には、新規出店及び既存店舗の改装による直営店舗の拡大及び宅配機能の導入による直営店舗の付加価値向上によって売上高を確保するとともに、商流のフローの見直し、アイテムの集約等によるコスト削減を図ります。また、前年度では小さな本社を目指し、希望退職者の募集、システム導入等により本社機能の集約化を進めてまいりましたが、引き続き本年度も前年度に導入したシステムの完全運用により全体の人的コストを減らし効率化を進めてまいります。また、社内プロジェクトによる不急業務及び不急経費の洗い出しも合わせて進めてまいります。

なお、今後の具体的な業績目標値は、本中期経営計画において下記のとおり設定しております。

（本中期経営計画の業績目標値）

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
売上高（百万円）	14,439	17,660	25,158

営業利益（百万円）	74	828	1,772
経常利益（百万円）	62	812	1,755
当期純利益（百万円）	47	796	1,740

本中期経営計画における具体的な施策としては、新規出店・移転（平成28年12月期末までに新規出店238店舗、移転5店舗）及び既存店舗の改装・業態変更（平成28年12月期末までに110店舗）の加速を中心に、「宅配機能の拡大」「品質改善」「コスト削減」といった各種施策を予定しております。上記新規出店及び移転店舗の予定数は、前3事業年度の新規出店と移転店舗数の合計（10店舗）と比べ233店舗増加しておりますが、前3事業年度での店舗開発経験から得たデータを利用した、より適正なコスト管理と立地開発計画に基づいた新規出店及び店舗移転を実施するとともに、同時に実行される「宅配機能の拡大」や「品質改善」による売上増加と「コスト削減」による相乗効果により、業績目標の達成は可能であると考えております。また、当社といたしましては、本中期経営計画の業績目標達成は、業績の黒字転換と当社の経営戦略の確立を意味し、それに起因した企業価値の向上を通じ、当社ステークホルダーの皆様の利益に大いに資するものと考えております。よって、本中期経営計画に係る施策の実行、特に中心となる新規出店・移転及び改装・業態変更の加速は、可能な限り早い時期に開始するべきであると理解しております。

しかしながら、現時点における新規出店・移転及び改装・業態変更に係る資金の主な原資は、平成25年5月第三者割当増資によって得た手取金4億75百万円のうち現時点で未充当である4億63百万円となります（平成25年5月第三者割当増資の手取金は、当初、平成25年7月から平成26年12月にかけて新店舗設営プロジェクトと既存店への設備投資に充当する予定でありましたが、ノウハウの乏しい都心部及び駅前を対象とした店舗モデル開発への固執及び収益力の高い店舗モデルの創造戦略の欠如を起因とした出店等の計画の遅れから、本日時点における充当状況は、新規出店1店舗への設備投資12百万円のみとなっております。よって、現時点で未充当である4億63百万円は、本中期経営計画において新規出店・移転数のペースが加速する、平成26年7月から12月にかけての当該新規出店・移転資金に充当する方針いたしました。）。つきましては、かかる4億63百万円の原資と平成26年7月から平成27年12月までに予定している121店舗の出店・移転及び37店舗の改装・業態変更を行うための必要資金額23億55百万円（詳細は、上記「第1 募集要項」の「2 新規発行による手取金の使途」をご参照ください。）との差額である18億92百万円の調達を可能な限り早い時期に実現し、本中期経営計画における中心施策である新規出店・移転及び改装・業態変更を加速させることが、当社の現時点における優先課題であると考えております。なお、本件により調達する資金のうち1億83百万円の使途である「商材取引に対する前払金及び保証金」及び同54百万円の使途である「物流網構築等費用」は、上述の品質改善による集客及びコスト削減施策の効果を高めることを目的としており、新規出店・移転及び改装・業態変更と同様に優先すべき課題であると考えております。

よって、当社は、当該課題に対応するべく、必要資金額及び既存株主の皆様への影響等を勘案しつつ、様々な方策について検討を重ねてまいりました。かかる検討の結果、本資金調達方法であれば前述の新規出店・移転及び改装・業態変更資金の調達が可能であり、かつ、下記「(3) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由」の「本資金調達方法（ライツ・オフリング（ノンコミットメント型））」に記載のとおり、既存株主の皆様へ平等な投資機会を提供し、既存株主の皆様に対する株式価値の希薄化の影響も極小化できると考えられること等から、本資金調達方法が、当社が必要な資金を調達する上での現実的かつ最良の手法であると判断し、本日、当社取締役会において、本新株予約権の無償割当ての実施を決議いたしました。なお、本新株予約権の無償割当てによる調達資金の額及び具体的な使途につきましては、上記「第1 募集要項」の「2 新規発行による手取金の使途」をご確認ください。

(3) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達方法の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする事業用資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

当社は、自己資本比率の低下を回避するため長期借入れを抑制し、これまでの借入れに対しては可能な限り期日前返済を行っていく方針を進めており、平成25年11月に実施した第三者割当増資の手取金330百万円については、本日現在において50百万円を金融機関に対する借入金の返済に充当しており、未充当の280百万円につきましても、順次同様の使途に全額充当する予定であります。さらに、当社は上記のように新規出店・移転及び改装・業態変更に係る資金の調達を必要としておりますが、かかる資金の調達について、金融機関からの借入れのみに依存すること

は財務状況の悪化を招く可能性もあり、かつ金融機関からの借入れに関する上記の方針と反することにもなるため、負債性資金による調達よりも資本金による調達が望ましいと考えております。よって、上記方針を踏まえ、今回は金融機関からの借入れを除外することといたしました。

B. 公募増資

公募増資は当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があるため、当該資金調達方法についても検討を行いました。現在の当社の株式流動性(平成25年12月末現在の発行済株式総数17,753,838株に対し、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年3月12日を基準とした、東京証券取引所における当社普通株式の1日当たり出来高は直近1ヶ月平均88,735株、直近3ヶ月平均167,382株、直近6ヶ月平均134,898株)や時価総額(本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年3月12日の東京証券取引所における当社普通株式終値223円に発行済株式数17,753,838株を乗じて算出した3,959百万円)を理由とした、引受証券会社が負うリスクや当該引受証券会社が求める収益性の観点から、増資を引受ける証券会社を見つけることが困難であること等を鑑みますと、現時点においては、資金調達手法の候補からは除外せざるを得ないと判断しております。

C. 第三者割当増資

第三者割当増資は、(i)割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、()本件において調達を予定する資金の額(詳細は、上記「第1 募集要項」の「2 新規発行による手取金の使途」をご参照ください。)及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様が株式価値希薄化の影響が懸念されること、()過去1年間で2度の第三者割当増資を実施していることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様が利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当ては、既存株主の皆様が保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、既存株主の皆様が付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない既存株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、上記同様に、望ましい方法ではないと考えております。

E. ライツ・オフリング(コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オフリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフリングのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、いわゆるライツ・オフリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オフリングの実現可能性について協議を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。上述の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性や時価総額等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

本資金調達方法(ライツ・オフリング(ノンコミットメント型))

上記「(1)本件の目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフリング(ノンコミットメント型)の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するに当たって最良の方法であると考えております。

(メリット)

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるといったことがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開

及び方向性を株主の皆様幅広くご理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について」の「C. 第三者割当増資」に記載のとおり、第三者割当増資による資金調達においては、既存株主の皆様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C．新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援いただける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場を通じて本新株予約権を取得し、それを行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

（デメリット）

A．資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、株主の皆様につきましては、本有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）並びに本日付で公表いたしました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」及び「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL：<http://www.kozosushi.co.jp/corporate/ir>）等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本中期経営計画の内容を十分にご理解いただきたく存じます。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2．大株主の権利行使予定について

当社の大株主でもある代表取締役大西好祐氏の本新株予約権の権利行使等の予定については、同氏から、本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権の大部分を行使する意向がある旨の説明を受けております。しかしながら、かかる行使に要する資金の調達方法及びその調達額については現時点で未確定であることから、今後当社にて確認ができ次第、速やかに開示いたします。

3．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「第1 募集要項」の「2 新規発行による手取金の使途」に記載した資金使途に充当することを予定しており、本中期経営計画を着実に遂行し今後の成長基盤を確立することによって当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。従いまして、かかる資金使途は合理的であり、本件は株主の皆様利益に資するものと考えております。

4．発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様による本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）の観点から検討いたしました。その結果、割当数は、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額は、1株当たり125円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（223円）の56.1%）に決定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オファリング発行事例における最終行使比率並びに株価の推移等を参考にしております。当該発行事例並びに本新株予約権1個の行使により交付される株式数が1株である点を鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日の前営業日の株価終値の60%未満の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。

また、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年3月12日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は237円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は247円及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は232円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額125円は各々当該平均値の52.7%、50.6%、53.9%の水準となります。

行使価額等は、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切

と考えて決定したものであり、本件により調達した資金を基に本中期経営計画を着実に遂行し今後の成長基盤を確立することによって企業価値上昇の恩恵を既存株主の皆様にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

5. 潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は17,753,838株であり、そのうち自己株式数は5,852株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は17,747,986株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.97%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため(平成26年3月25日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成26年4月14日(月)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が保有する普通株式に係る株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該株式価値について希薄化が生じる可能性があり、また、市場等で本新株予約権の売却を行わなかった場合、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式総数及び潜在株式数の状況(平成26年3月13日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	17,753,838株	100.0%
現時点における潜在株式数	1,720,000株	9.69%
現時点における自己株式数	5,852株	0.03%
本新株予約権に係る潜在株式数	17,747,986株	99.97%

本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません

第三部【追完情報】

1．資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書に記載された資本金の額は、当該有価証券報告書提出日（平成25年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間において、次のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年5月27日 (注1)	2,032,524	16,142,463	250,000	1,848,501	250,000	602,594
平成25年11月28日 (注2)	1,611,375	17,753,838	170,805	2,019,307	169,194	559,194

(注) 1．有償第三者割当による普通株式の発行です。

発行価格 246円

資本組入額 123円

割当先 株式会社夢真メディカルサポート、株式会社ユニテックソフト、
株式会社我喜大笑、株式会社アドバンスドキャピタル

2．有償第三者割当による普通株式の発行です。

発行価格 211円

資本組入額 106円

割当先 大西 好祐

2．最近の業績の概要

平成26年2月14日開催の取締役会において承認された第46期（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）に係る連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（平成26年3月13日に公表された訂正分を含みます。）は以下のとおりです。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

また、平成26年5月9日頃を目途に、第47期第1四半期（自平成26年1月1日至平成26年3月31日）の業績の概要の公表を予定しております。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,034,830	1,037,743
受取手形及び売掛金	402,586	622,633
有価証券	100,000	-
商品	637,719	724,862
貯蔵品	16,634	34,431
繰延税金資産	27,532	-
その他	220,039	339,665
貸倒引当金	36,247	100,251
流動資産合計	3,403,095	2,659,084
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,982,524	1,724,762
減価償却累計額	3,269,709	1,724,569
建物及び構築物（純額）	712,814	193
機械装置及び運搬具	288,280	56,615
減価償却累計額	274,541	56,615
機械装置及び運搬具（純額）	13,739	-
工具、器具及び備品	1,256,650	743,980
減価償却累計額	1,164,611	743,229
工具、器具及び備品（純額）	92,038	751
土地	869,033	324,795
リース資産	461,045	26,300
減価償却累計額	252,291	8,800
リース資産（純額）	208,753	17,500
建設仮勘定	26,552	-
有形固定資産合計	1,922,933	343,239
無形固定資産		
のれん	456,869	-
その他	48,344	-
無形固定資産合計	505,214	-
投資その他の資産		
投資有価証券	7,322	7,282
敷金及び保証金	1,303,690	1,053,250
長期前払費用	19,701	11,642
破産債権等に準ずる債権	355,658	323,565
その他	27,059	69,039
貸倒引当金	191,874	229,463
投資その他の資産合計	1,521,558	1,235,317
固定資産合計	3,949,706	1,578,557
資産合計	7,352,802	4,237,642

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,785,674	1,057,843
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	178,008	201,200
リース債務	107,195	8,916
未払金	1,204,068	682,128
未払法人税等	115,282	69,399
賞与引当金	19,311	5,643
ポイント引当金	88,000	-
資産除去債務	61,618	4,978
その他	188,155	197,557
流動負債合計	3,947,314	2,427,667
固定負債		
長期借入金	636,924	174,200
リース債務	161,941	31,923
資産除去債務	524,700	375,043
長期未払金	35,637	8,585
その他	181,930	200,805
固定負債合計	1,541,134	790,557
負債合計	5,488,448	3,218,225
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,598,501	2,019,307
資本剰余金	1,213,548	771,788
利益剰余金	948,670	1,771,867
自己株式	7,255	7,315
株主資本合計	1,856,123	1,011,913
新株予約権	8,229	7,503
純資産合計	1,864,353	1,019,416
負債純資産合計	7,352,802	4,237,642

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	20,199,562	15,593,802
売上原価	9,075,023	7,626,481
売上総利益	11,124,538	7,967,321
販売費及び一般管理費	11,769,256	8,582,090
営業損失()	644,718	614,768
営業外収益		
受取利息	4,374	2,170
受取配当金	753	5,615
受取賃貸料	97,078	179,544
その他	52,076	31,459
営業外収益合計	154,284	218,789
営業外費用		
支払利息	5,098	17,029
賃貸資産関連費用	92,447	184,073
資金調達費用	-	22,618
その他	23,787	12,525
営業外費用合計	121,333	236,246
経常損失()	611,767	632,225
特別利益		
固定資産売却益	-	20,132
関係会社株式売却益	-	290,874
受取補償金	8,875	-
賃貸借契約解約補償金	8,802	-
事業譲渡益	-	152,044
その他	-	-
特別利益合計	17,678	470,671
特別損失		
固定資産売却損	1,478	-
固定資産除却損	25,481	64,301
減損損失	109,771	1,166,439
店舗等閉鎖損失引当金繰入額	20,800	9,960
早期割増退職金	-	208,089
その他	12,000	7,981
特別損失合計	169,531	1,456,772
税金等調整前当期純損失()	763,620	1,618,327
法人税、住民税及び事業税	108,108	65,824
法人税等調整額	4,867	-
法人税等合計	112,976	65,824
少数株主損益調整前当期純損失()	876,597	1,684,151
少数株主利益又は少数株主損失()	1,515	-
当期純損失()	878,113	1,684,151

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失（ ）	876,597	1,684,151
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	876,597	1,684,151
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	878,113	1,684,151
少数株主に係る包括利益	1,515	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,458,500	2,854,906	1,630,072	310,048	2,373,285
当期変動額					
資本剰余金の取崩額		1,559,515	1,559,515		
新株の発行	140,000	140,000			280,000
当期純損失（ ）			878,113		878,113
自己株式の取得				157	157
株式交換による増加		221,842		302,950	81,107
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	140,000	1,641,357	681,402	302,793	517,161
当期末残高	1,598,501	1,213,548	948,670	7,255	1,856,123

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	-	6,026	2,379,311
当期変動額			
資本剰余金の取崩額			
新株の発行			280,000
当期純損失（ ）			878,113
自己株式の取得			157
株式交換による増加			81,107
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	8,229	6,026	2,203
当期変動額合計	8,229	6,026	514,958
当期末残高	8,229	-	1,864,353

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,598,501	1,213,548	948,670	7,255	1,856,123
当期変動額					
資本剰余金の取崩額	-	860,954	860,954		
新株の発行	420,806	419,194			840,001
当期純損失()	-		1,684,151		1,684,151
自己株式の取得	-			59	59
株式交換による増加	-				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-				
当期変動額合計	420,806	441,759	823,197	59	844,210
当期末残高	2,019,307	771,788	1,771,867	7,315	1,011,913

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8,229	1,864,353
当期変動額		
資本剰余金の取崩額		
新株の発行		840,001
当期純損失()		1,684,151
自己株式の取得		59
株式交換による増加		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	726	726
当期変動額合計	726	844,936
当期末残高	7,503	1,019,416

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	763,620	1,618,327
減価償却費	256,751	126,894
減損損失	109,771	1,166,439
賃貸資産減価償却費	7,470	14,305
敷金償却	7,131	6,687
のれん償却額	14,879	37,329
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,639	101,621
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	-	4,889
関係会社株式売却損益(は益)	-	290,874
固定資産売却損益(は益)	1,478	20,132
事業譲渡損益(は益)	-	152,044
特別退職金	-	208,089
固定資産除却損	25,481	64,301
賞与引当金の増減額(は減少)	589	5,868
受取利息及び受取配当金	5,128	7,785
支払利息	5,098	17,029
売上債権の増減額(は増加)	21,296	234,577
たな卸資産の増減額(は増加)	62,874	186,020
仕入債務の増減額(は減少)	263,783	450,406
未払消費税等の増減額(は減少)	53,022	70,932
その他の流動資産の増減額(は増加)	23,462	179,638
その他の流動負債の増減額(は減少)	188,912	186,939
その他の固定負債の増減額(は減少)	90,121	2,763
その他	204,951	65,507
小計	117,833	1,582,365
利息の支払額	5,131	17,193
利息及び配当金の受取額	6,633	7,177
法人税等の支払額	113,048	101,210
確定拠出年金制度への移行に伴う未払金の支払額	145,382	110,164
特別退職金の支払額	-	208,089
営業活動によるキャッシュ・フロー	374,762	2,011,845
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	100,000	-
有形固定資産の取得による支出	114,353	191,496
無形固定資産の取得による支出	6,840	2,950
有形固定資産の売却による収入	-	518,920
資産除去債務の履行による支出	14,683	33,405
投資有価証券の売却による収入	-	100,040
貸付けによる支出	-	37,500
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	101,718
敷金の差入による支出	37,923	89,027
敷金の回収による収入	58,144	278,348
事業譲渡による収入	-	152,044
事業譲受による支出	800,037	-
その他	6,563	8,776
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,009,131	602,030

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	157	59
短期借入金の純増減額（は減少）	200,000	-
長期借入れによる収入	800,000	100,000
長期借入金の返済による支出	55,808	524,600
株式の発行による収入	280,000	840,001
新株予約権の発行による収入	8,229	3,388
リース債務の返済による支出	126,485	6,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,105,779	412,727
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	278,114	997,087
現金及び現金同等物の期首残高	2,312,944	2,034,830
現金及び現金同等物の期末残高	2,034,830	1,037,743

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社茶月東日本

株式会社東京小僧寿し

上記のうち、株式会社東京小僧寿しについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社名

KOZO SUSHI AMERICA, INC.

(非連結子会社について、連結の範囲から除いた理由)

同社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当ありません。

(持分法を適用しない会社について適用から除いた理由)

非連結子会社であるKOZO SUSHI AMERICA, INC. は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価を切下げる方法)

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3~50年

工具、器具及び備品 3~12年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

八 リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

二 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する定期預金及び満期日又は、償還日等の定めのない容易に換金可能であり、かつ価値変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
投資有価証券(株式)	6,072千円	6,072千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
現金及び預金	200,000千円	200,000千円
建物及び構築物	60,470	-
土地	841,306	324,555
計	1,101,776	524,555

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
短期借入金	200,000千円	200,000千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	814,932	375,400
計	1,014,932	575,400

3 偶発債務

子会社である株式会社札幌海鮮丸は、下記加盟者のリース債務に対して債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
谷江 吉之	- 千円	- 千円
加藤 照幸	642	-
計	642	-

4 財務制限条項等

当社が、取引金融機関である株式会社りそな銀行と締結している、財務制限条項等が付されている金銭消費貸借契約は1契約であり、これらの条件に抵触した場合には、期限の利益を喪失し、一括返済を求められる可能性があります。

当連結会計年度末において、2期連続で経常損失となるため、これらの条件に抵触いたしますが、返済条件等につきましては、現在交渉中であります。

当該契約の主な財務制限条項等は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
借入実行残高	800,000千円	292,000千円

- (1) 各連結会計年度の決算期末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を平成24年12月期第2四半期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- (2) 各連結会計年度の決算期末日における連結損益計算書における経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- (3) 株式会社茶月東日本の単体の各事業年度の決算期末日におけるEBITDAをプラスに維持すること。

5 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び未払金残高は次のとおりであります。

所有権が留保されている資産

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
建物及び構築物	6,680千円	- 千円
工具、器具及び備品	14,060	-
建設仮勘定	10,698	-
計	31,439	-

未払金残高

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当連結会計年度 (平成25年12月31日)
未払金	6,417千円	2,946千円
長期未払金	28,066	8,585
計	34,484	11,531

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
業務委託費	423,930千円	449,505千円
広告宣伝費	725,509	387,883
貸倒引当金繰入額	3,639	101,621
賃金・手当	4,032,058	3,241,049
給与手当	1,482,506	706,962
地代家賃	1,071,226	895,673
水道光熱費	610,916	446,355
賞与引当金繰入額	19,100	5,643
退職給付費用	98,399	74,629
ポイント引当金繰入額	88,000	-

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
建物及び構築物等	- 千円	建物及び構築物等 20,132千円

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
建物及び土地	1,478千円	- 千円
売却費用他	-	-
計	1,478	-

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
建物及び構築物	9,080千円	建物及び構築物 10,361千円
機械装置及び運搬具	391	機械装置及び運搬具 -
工具、器具及び備品	918	工具、器具及び備品 1,638
無形固定資産その他	-	無形固定資産その他 6,852
敷金及び保証金	-	敷金及び保証金 1,374
撤去費用他	15,091	撤去費用他 44,076
計	25,481	64,301

5 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

場所	用途	種類
東京都、埼玉県、千葉県他	店舗等	建物、リース資産等

当連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

場所	用途	種類
東京都、埼玉県、千葉県他	店舗、共有資産等	建物、リース資産等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

長期的な消費の落ち込みに加え、店舗を取り巻く環境の急激な変化などに対応しきれない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失109,771千円を特別損失に計上しました。

その内訳は、店舗等については、建物及び構築物69,935千円、機械装置及び運搬具695千円、工具、器具及び備品12,243千円、リース資産24,459千円、無形固定資産のその他791千円及び長期前払費用1,645千円であります。

当連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当連結会計年度において4期連続での営業損失及び営業キャッシュフローのマイナスに伴い、店舗及び共有資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失1,166,439千円を特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物490,589千円、機械装置及び運搬具412千円、工具、器具及び備品82,532千円、リース資産21,656千円、無形固定資産25,610千円、のれん348,426千円及び長期前払費用及びその他資産26,337千円であります。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。また、一定のエリアごとに複数店舗を管理する「エリア」（エリアが管理する各店舗に食材を供給するフレッシュセンターを含む）及び複数エリアに対して食材を供給する「フレッシュセンター」については共用資産としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値にて測定しております。正味売却価額については主として路線価を使用し、使用価値については主として将来キャッシュ・フローが見込まれない店舗に関しては、帳簿価額全額を減損損失としております。

（連結包括利益計算書関係）

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	13,188,884	921,055	-	14,109,939
合計	13,188,884	921,055	-	14,109,939
自己株式				
普通株式（注）2、3	237,286	716	232,400	5,602
合計	237,286	716	232,400	5,602

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加は、第三者割当増資により新株式を発行したことによるものであります。

2．普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3．普通株式の自己株式の減少は、株式会社札幌海鮮丸との株式交換によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	8,229
	合計	-	-	-	-	-	8,229

当連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	14,109,939	3,643,899	-	17,753,838
合計	14,109,939	3,643,899	-	17,753,838
自己株式				
普通株式（注）2、3	5,602	250	-	5,852
合計	5,602	250	-	5,852

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加は、第三者割当増資により新株式を発行したことによるものであります。

2．普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3．普通株式の自己株式の減少は、株式会社札幌海鮮丸との株式交換によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	7,503
	合計	-	-	-	-	-	7,503

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	2,034,830千円	1,037,743千円
現金及び現金同等物	2,034,830	1,037,743

2 事業の譲受けにより増加した資産の主な内訳

連結子会社である株式会社茶月東日本が譲り受けた資産の主な内訳は以下のとおりであります。

固定資産	401,853千円
のれん	398,183
資産合計	800,037

3 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	169,540千円	3,150千円

(2) 新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
重要な資産除去債務の額	64,052千円	4,126千円

(3) 株式交換による完全子会社化

当社は、平成24年10月31日に株式交換を行い、連結子会社である株式会社札幌海鮮丸を完全子会社としました。この株式交換により、のれんが73,565千円発生し、自己株式は302,950千円減少しております。

（賃貸等不動産関係）

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別のセグメントから構成されており、「持ち帰り寿し事業等」、「寿し宅配事業」、「寿しFC事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿し宅配事業	寿しFC事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	13,540,350	4,337,371	2,321,840	20,199,562	-	20,199,562
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	42,156	42,156	42,156	-
計	13,540,350	4,337,371	2,363,996	20,241,718	42,156	20,199,562
セグメント利益又は損失()	39,553	52,007	79,975	92,429	737,148	644,718
その他の項目						
減価償却費	124,037	112,718	1,579	238,334	18,417	256,751

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用737,148千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿しFC事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,366,077	3,227,725	15,593,802	-	15,593,802
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	12,366,077	3,227,725	15,593,802	-	15,593,802
セグメント利益又は損失()	171,751	168,395	3,355	611,412	614,768
その他の項目					
減価償却費	140,110	7,994	148,104	16,119	164,223

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用611,412千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

b．関連情報

前連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位:千円)

	持ち帰り寿し 事業等	寿し宅配事業	寿しFC事業	計	全社・消去	合計
減損損失	76,498	33,272	-	109,771	-	109,771

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	持ち帰り寿し 事業等	寿し宅配事業	寿しFC事業	計	全社・消去	合計
減損損失	887,813	-	64,218	952,031	214,407	1,166,439

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位:千円)

	持ち帰り寿し 事業等	寿し宅配事業	寿しFC事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	12,427	2,452	-	14,879	-	14,879
当期末残高	385,755	71,113	-	456,869	-	456,869

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	持ち帰り寿し 事業等	寿しFC事業	計	全社・消去	合計
当期償却額	37,329	-	37,329	-	37,329
当期末残高	-	-	-	-	-

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）		当連結会計年度 （自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）	
1株当たり純資産額	131円60銭	1株当たり純資産額	57円02銭
1株当たり当期純損失金額（ ）	65円73銭	1株当たり当期純損失金額（ ）	108円61銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）	当連結会計年度 （自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失金額（ ）（千円）	878,113	1,684,151
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失金額（ ）（千円）	878,113	1,684,151
期中平均株式数（株）	13,359,046	15,479,005
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権（新株予約権の数 10,660個 普通株式1,066千株）	新株予約権（新株予約権の数 22,530個 普通株式2,253千株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日（平成25年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月13日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成25年3月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年3月27日に開催されました当社第45期定時株主総会における議決権行使結果を金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2により提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 860,954,400円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 860,954,400円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、木村育生、大野克司、三浦広義、前田俊二及び佐藤憲治を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、楨村正美及び高谷覚を選任する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数	8,382名
総議決権個数	140,897個

(4) 議決権行使状況

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の割合 (賛成割合)	
第1号議案 剰余金の処分の件	74,081	606	0	(注)1	可決	(99.19%)
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)2		
木村 育生	74,031	656	0		可決	(99.12%)
大野 克司	74,036	651	0		可決	(99.13%)
三浦 広義	74,057	630	0		可決	(99.16%)
前田 俊二	74,058	629	0		可決	(99.16%)
佐藤 憲治	74,011	676	0		可決	(99.10%)
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)2		
榎村 正美	74,154	533	0		可決	(99.29%)
高谷 覚	74,183	504	0		可決	(99.33%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

（平成25年8月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会決議において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割により分社化し、新たに設立する株式会社東京小僧寿しに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

イ．新設分割の目的

当社グループでは今期の政策の柱として直営の優良店の営業権販売、また社員独立という形で優良フランチャイジーの育成を進めております。将来的には加盟店比率を7割以上に拡大し加盟店サポート主体の本部体制を構築することで、安定したロイヤリティー収入を得るとともに店舗や本部の管理コストを削減してまいります。

この計画の一環として直営店舗の営業機能の分社独立を行います。分社した新設会社では、店舗マネジメント強化や顧客満足度向上に特化することで、売上を含めた店舗価値の向上を図り上記の優良フランチャイジーへの転換を促進いたします。また、営業機能の分割後の当社では加盟店サポート体制への切り替えを進めてまいります。

ロ．新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。なお、本分割につきましては、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

ハ．新設分割に係る割当ての内容

新設会社は普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

ニ．その他の新設分割計画の内容

(1) 新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会	平成25年8月23日
承継会社設立年月日	平成25年10月1日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成25年10月1日（予定）

(2) その他の内容

当社が平成25年8月23日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書の通りであります。

ホ．新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記割当て株式数については、新設会社が本件分割に際して発行する株式の全てが当社に割当て交付されることから、新設会社の資本金等を考慮し、上記株式数を当社に交付することが相当であるとの判断に基づき、当社が決定したものであります。

ヘ．新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社東京小僧寿し
(2) 本店の所在地	東京都中央区築地三丁目9番9号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 木村 育生
(4) 資本金の額	10,000,000円
(5) 純資産の額	10,000,000円
(6) 総資産の額	10,000,000円
(7) 事業内容	持ち帰り寿し事業

新設分割計画書

株式会社小僧寿し(以下「当社」という。)は、当社が寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社東京小僧寿し(以下「新設会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(本分割)

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本事業の権利義務等を新設会社に承継させる。

第2条(新設会社の定款記載事項)

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的: 後述の「定款」第2条に記載しております
 - (2) 商号: 株式会社東京小僧寿し
 - (3) 本店の所在地: 東京都中央区
 - (4) 発行可能株式総数: 1,000株
2. 新設会社の本店所在地は東京都中央区築地三丁目9番9号とする
3. 前項に掲げるもののほか、新設会社の定款で定める事項は、後述の「定款」に記載のとおりとする。

第3条(新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名)

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役: 木村育生、島村忠司、内藤浩貴、坂上武司、前田俊二、佐藤憲治
- (2) 設立時監査役: 槇村正美

第4条(新設会社が本分割により当社から承継する権利義務に関する事項)

1. 新設会社は、本分割に際して後述の「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産その他の権利義務を承継する。
2. 前項の規定により新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。
但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額的全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

第5条(新設会社が本分割に際して交付する株式)

新設会社は、本分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、当社に対し交付する。

第6条(新設会社の資本金及び準備金の額)

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。なお、その他資本剰余金の額は、会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から、下記資本金及び資本準備金の合計額を減じて得た額とする。

- (1) 資本金の額: 10,000,000円
- (2) 資本準備金の額: 0円

第7条(分割期日)

新設会社の設立の登記をすべき日(以下「分割期日」という。)は、平成25年10月1日とする。但し、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条(簡易分割)

当社は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項の株主総会の承認を受けることなく、本分割を行う。

第9条(競業避止義務)

当社は、新設会社の成立の日後においても、本件事業について法令(会社法第21条を含む)によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。

第11条（その他の事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

平成25年 8 月23日

東京都中央区築地三丁目 9 番 9 号
株式会社小僧寿し
代表取締役社長 木村 育生

株式会社東京小僧寿し定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東京小僧寿しと称し、英文ではTokyo Kozosushi Co.,LTD.と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 寿司、弁当、惣菜の製造及び販売
2. 和菓子、洋菓子、麺類、乳製品、パン、インスタント食品、飲料水の製造及び販売
3. レストラン並びに音楽歌唱施設の経営
4. 酒類の販売
5. 通信販売業
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱は、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

（招集手続）

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

3) 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する株主全員の同意があるときはこの限りではない。

（議長）

第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（決議方法）

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第14条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第15条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第17条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第18条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2) 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第20条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2) 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 3) 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

（取締役会の招集）

第21条 取締役会は代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2) 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第24条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（取締役の責任免除）

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（取締役の報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

（監査役の員数）

第28条 当会社の監査役は、2名以内とする。

（監査役の選任及び解任の方法）

第29条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2) 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。

2) 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第35条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

(設立の方法)

第36条 当社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(最初の事業年度)

第37条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成25年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則の排除)

第39条 本附則は、最初の定時株主総会の終結をもって削除する。

承継権利義務明細表

新設会社が、平成25年10月1日を効力発生日とする会社分割により、当社から承継する資産、債務・負債、契約関係その他の権利義務は、次に定めるとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成25年6月30日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

流動資産

現金及び預金 10,000,000円

2. 承継する債務

新設会社は本事業に関する負債を承継しない。

3. 承継する雇用契約

本事業に主として従事する従業員（派遣社員等は含まない）との間の雇用契約は承継される。ただし、新設会社の成立の日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

4. その他の権利義務

(1) 知的財産等

知的財産は承継しないものとし、そのうち新設会社が本事業に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

(2) 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

（平成25年10月7日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年10月3日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議及び内定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

新たに代表取締役になる者

（氏名） 大西 好祐

（新役職名） 代表取締役社長

（旧役職名）

（生年月日） 昭和38年7月28日生

（注）平成25年12月3日開催予定の臨時株主総会での選任手続きを経た後、同日に開催予定の取締役会において代表取締役社長に就任予定であります。

代表取締役でなくなる者

（氏名） 木村 育生

（新役職名）

（旧役職名） 代表取締役社長

（生年月日） 昭和33年7月8日生

(2) 当該異動の年月日

平成25年10月3日（取締役会決議日）

平成25年12月3日（就任日）

(3) 当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

(氏名) (所有株式数)

大西 好祐 - 株

木村 育生 - 株

(注) 所有株式数は提出日現在におけるものであります。

(4) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

(氏名) (略歴)

大西 好祐	昭和62年6月	三菱商事入社
	平成16年11月	アメリカ合衆国コロンビア特別区 控訴裁判所弁護士登録
	平成17年1月	大西法律事務所（米国・コロンビア特別区）開設
	平成17年11月	アメリカ合衆国連邦第二巡回区 控訴裁判所弁護士登録
	平成20年4月	アメリカ合衆国連邦最高裁判所弁護士登録
	平成25年12月	当社代表取締役社長（就任予定）

(平成25年12月4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成25年12月3日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年12月3日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役1名選任の件

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数	13,238名
総議決権個数	177,339個

(4) 議決権行使状況

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の割合 (賛成割合)
議案 大西 好祐	99,055	1,114	0	(注)	可決 (98.89%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

4. 「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更及び追加すべき事由は、以下のとおりです。なお、「事業等のリスク」について変更すべき事由のみを記載したものであり、変更及び追加箇所については、下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

（事業等のリスク）

資金調達の財務制限条項等

当社は、金融機関と一定の財務制限条項等が付されている金銭消費貸借契約を締結しております。平成25年12月期末において、連結損益計算書における経常損益が2期連続の経常損失となるため、財務制限条項に抵触しております。返済条件等につきましては、現在交渉中であります。財務制限条項等の内容については、平成26年2月14日付で公表いたしました「平成25年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の「4. 連結財務諸表（5）連結財務諸表に関する注記事項（連結貸借対照表関係） 4 財務制限条項等」を参照してください。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第45期	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第46期第3四半期	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、平成26年3月31日頃及び平成26年5月14日頃を目途に、以下の書類について関東財務局長への提出を予定しております。

有価証券報告書	第46期	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年3月31日頃 関東財務局長に提出予定
四半期報告書	第47期第1四半期	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	平成26年5月14日頃 関東財務局長に提出予定

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

該当事項はありません

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月12日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 中里 直記 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年11月8日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式発行を行うことを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年11月8日開催の取締役会において、会社の顧問であり代表取締役社長就任予定者に対し、新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 25 年 3 月 27 日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野栄太郎	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里直記	印
----------------	-------	------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、新規事業として直営店舗の転換による新規加盟店の募集を開始することを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社札幌海鮮丸の会社保有株式全てを売却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成23年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成24年3月22日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿しの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社小僧寿しが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 3 月 27 日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野栄太郎	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中里直記	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿しの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、新規事業として直営店舗の転換による新規加盟店の募集を開始することを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年1月18日開催の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社札幌海鮮丸の会社保有株式全てを売却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成23年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年3月22日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。